

# 中川事務所新聞

第85号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【トヨタが残業規制を撤廃】

固定費削減のためにこれまで続けてきた残業制限を撤廃したそうです。その狙いは、若手指導の時間を確保して、人材育成で競争力を向上させることにあります。

中小企業においては、人材力が経営の強さを左右する割合が高いにもかかわらず、その面での力の入れようが弱っていることは否定できません。ここはひとつ大企業トヨタを見習って、人材育成について今一度真剣に考えてみてはいかがでしょうか。



### 【民間給与実態調査】

国税庁発表の同調査結果によると、事業所規模10人未満の男性：405万円、女性：236万円が平均値となっています。あくまでも平均値なので、これだけで高い安いの判断は出来ませんが、下落傾向に歯止めがかからないことは歴然としています。

給与をコストと考えるとカットする方向にしか考えが及びませんが、投資と考えると別の方向も見えてきます。経営者ならば、投資⇒回収の仕組みをしっかり考えたいものです。

### 【お薦めの本】

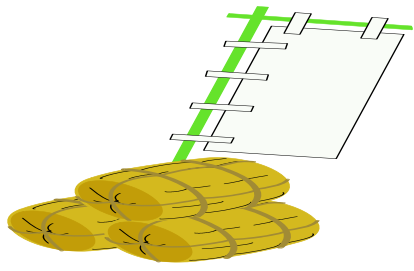
「一倉定の経営心得」  
日本経営合理化協会

社長は何をなすべきかを明示した不朽の経営バイブルです。

薄くて文字が大きい本なので、すぐに読めてしまいましたが、じっくり味わっていただきたい内容です。

### 【10月の事務予定】

- ・10月決算法人期末実地棚卸
- ・7月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・2月決算法人中間申告&納税
- ・「法の日」週間(1~7)
- ・秋祭り



## 知ってお得！？法律雑学

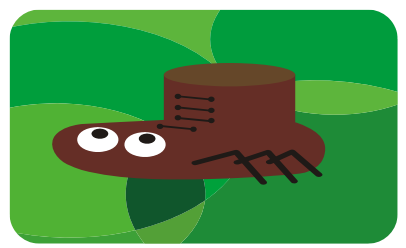
Q. 不覚にも振込め詐欺に引っ掛かってしまいました。振込んだお金は全額諦めないといけないのでしょうか？少しでも取り戻す方法はありますか？

A. 一昨年6月に「振込め詐欺救済法」が施行されました。この法律は、振込め詐欺等の被害を受けた人に被害金の返還手続き等を定めた法律で、具体的には、振込め詐欺等に

使われた犯罪利用預金口座を一定の手続きのもとで凍結し、その口座に滞留している残高を被害者間で被害に応じて返済されるものです。従って被害金全額が戻ってくる保証はないのですが、犯罪利用預金口座に残額があればいくらかでも戻ってくる可能性があります。

まず振込め詐欺等の被害にあわれた方は、すみやかに「警察」や「振込先の金融機関」に

連絡し、犯罪利用預金口座の停止を求めてください。振込め詐欺救済法は政府のPR不足もあり実際はあまり利用されていないようですが、周りに被害にあった方がいれば是非教えてあげてください。

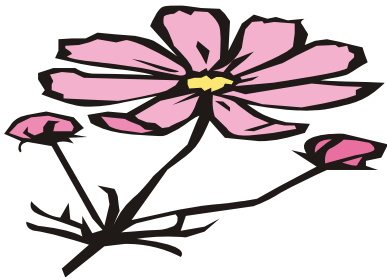


# 経営談義

## 【「売上」の責任を持つ】

いうまでもなく、売上がなければ会社経営は何も始まりません。売上は経営上の最も重要な要素のひとつであり、それゆえに経営者が絶対的な責任を負うものでもあります。この当たり前の原則を忘れている経営者が時々います。

赤字に陥った会社を立て直す場合、単純に考えるとその方法は二つです。売上を増やすか経費を削るか。このうち、



経費を削るということに関しては、内部の人間には分かり難いことでも第三者の目線では簡単に問題点が分かります。したがって、普段から付き合いのある外部専門家の助けを得れば短期間に業績改善は可能でしょう。

一方、売上の増大に関してはそれほど単純な話ではありません。今あるものを削る（経費削減）のではなく、今ないものを新たに作り出すためには、自ら「行動」を起こすことが絶対条件となるからです。売上を上げるヒントは周囲から入手できますが、どんなに良いヒントを得ても行動が伴わなければ決して実績値は上がりません。

会社の中に籠って愚痴をこぼしたり、旧き良き時代を懐かしんだりしているのは経営者としては最悪のパターンに属します。何もしなければ粗利益が縮小する一方の昨今では、会社だけでなく社長周辺の金回りも悪くなるばかりで、このことは多くの経営者が実感しているはずで、こういうときこそ、他力本願ではなく、経営者自らが先頭に立って行動を起こすことが重要でしょう。



あじなわ



十月は秋祭りのシーズンです。昨年は襷担がなかったのに、いざ本番では熱気に押されていつの間にか担いでいました。今年は子供会担当なので、子供の安全確保のため、持ち場を離れず大人しくしているつもりです。

今夏の事務所のエアコン使用量は前年の二倍でした。建物が古いので断熱効果など期待できず、夕方以降に室内最高気温を更新する有様でした。ようやく秋めいてきて今はほっとしています。

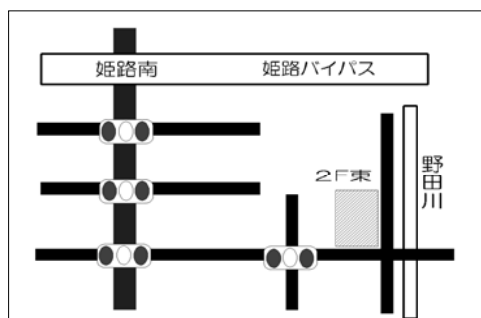
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

### 法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp